



千葉大学ユニオンニュース 第115号 2020年3月9日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス学際研究棟（旧薬学部1号館）119室 メール：cuu@e-mail.jp
電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）
☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

有期雇用の契約更新と無期転換 ～適切に行われていますか？～

今年度も3月を迎え、千葉大学でも、有期雇用の契約の更新が分かる時期となりました。

労働契約法では、同じ使用者との間で有期の労働契約を更新した期間が通算で5年を超えたときに、有期で雇用されてきた労働者が申し込むことで無期雇用に転換できる権利が認められています（労働契約法18条）。国の法律による規制を受けて、千葉大学でも、有期雇用の職員の契約更新が通算で5年を超えて行われたときに、無期労働契約への転換を求めることができます（千葉大学非常勤職員就業規則5条の2）。

千葉大学非常勤職員就業規則では、非常勤職員の契約期間を採用日の属する事業年度内とし、原則3年まで更新可能としつつ、「勤務実績が良好であり、かつ、なお業務の都合により必要ある場合」に3年を超えての更新があり、さらに「勤務実績が特に良好であり、かつ、なお業務の都合により必要があると本学が認めた場合」に、5年を超えて契約更新があるとしており（千葉大学非常勤職員就業規則5条7項）、これまでも、この規定に基づいて5年を超えて契約が更新され、無期転換した職員の方がおられます。

しかし、このような無期転換の権利が認められている一方で、契約更新の通算期間が年度末でちょうど5年になる、あるいは、もう1回契約が更新されたら通算で5年を超えることになる、といった非常勤職員の方に対し、年度末で契約終了として更新をしない雇い止め（5年雇い止め）が行われるようなケースもあります。

無期転換を避けることを目的として5年雇い止めを行うことは、国立大学法人でも全国的に問題となりました。こうした雇い止めについて、文部科学省は国立大学への事務連絡（2016年12月9日）で、そのような

雇い止めは望ましくないとしています（詳細は千葉大学ユニオンニュース105号で確認いただけます）。

また、上記のように、千葉大学のルールでは、5年を超えての有期労働契約の更新は勤務実態が「特に良好」でなければならないとされていますが、この「特に良好」という評価がどのようになされるのか、という千葉大学ユニオンからの質問に対し、大学からは「正規雇用職員登用試験に推薦できる程度」という説明がなされています。加えて、5年雇い止めを行った部局で、雇い止めをした理由として「無期転換した雇用を維持する財源がない」点が挙げられたことがあります。千葉大学ユニオンは「当該非常勤職員が定年になるまで確実な財源があること」を非常勤職員を雇用してきた部局に求めることは問題であり、当面、無期転換した教職員を雇用できる状況であれば、雇い止めの理由とはならないと考え、団交でも主張してきました（詳細は千葉大学ユニオンニュース106号で確認いただけます）。

不当と思われる雇い止めや、有期雇用と有期雇用との間に不自然な空白期間（以前の契約更新期間の通算がなくなる6か月間の「クーリング期間」）を設けるといった事例がありましたら、cuu@e-mail.jpに情報提供・ご相談をお寄せください。

千葉大学ユニオンは、千葉大学の教職員が自主的に運営し、教職員の労働条件改善のために活動する労働組合です。ユニオンにお寄せいただいた情報はユニオン内のみで厳格に取扱い、ユニオンに相談したことが他に伝えられることはありません。

東京大学千葉演習林支援カンパの御礼

昨年9月の台風15号では、千葉県を中心に大きな被害が出ました。房総半島南東部にある東京大学千葉演習林もまた、台風の直撃により倒木や土砂崩れなどの大きな被害を受けました。同演習林の施設は、千葉大学の教職員・学生も実習などで利用している施設であり、今回の被害に対し、千葉大学の元教員で千葉大学ユニオンのメンバーでもあった伊藤谷生さんから、同演習林の災害復旧のため、支援基金への協力の要請が千葉大学ユニオンに寄せられました。

これを受けて、千葉大学ユニオンでは、各部局に募金箱を設置し寄附を呼びかけ、集まった9,952円を東京大学基金を通じて送金いたしましたので、ご報告いたします。

この度の寄附にご協力いただいたみなさまに感謝申し上げます。

ユニオン退職者歓送会中止のお知らせ

千葉大学ユニオンでは、毎年、退職または他の大学等に異動される方々をお招きし、歓送会を開催してきました。これまで、歓送会では、長きにわたって千葉大学で勤務され、千葉大学ユニオンの組合員として活動されてきた退職・異動者の方々にご参加いただき、さまざまなお話をうかがってきましたが、今年度は、新型コロナウイルスへの対応のため、誠に残念ですが、歓送会を中止することといたしました。

この度、千葉大学を退職・異動される組合員の皆様には、これまでの千葉大学ユニオンの活動へのご協力に、心より御礼を申し上げます。皆様のますますのご健勝とご活躍を祈念いたします。

千葉大学ユニオンに入りませんか？

千葉大学ユニオンは、千葉大学で働く教職員でつくる労働組合です。常勤・非常勤といった雇用形態の違いや、職位・職種を問わず、千葉大学で働かれている方であればどなたでも加入できます。

千葉大学ユニオンの主な活動は、教職員の労働条件について大学と協議・交渉して改善をはかることです。ユニオンが大学と交渉している労働条件には、給与の条件や、解雇・雇い止め、大学内でのさまざまな職場での労働環境の改善が含まれます。これまでに、ユニオンでは、大学の教職員から寄せられた相談を踏まえ、大学に労働環境の改善を申し入れています。

こうしたユニオンの活動を支えるのは、ユニオンに加入している組合員の相互の協力です。千葉大学ユニオンは、労働組合法に基づく労働組合であり、労働者が自主的に、使用者である大学から独立して運営している団体です。ユニオンの運営は、毎年、ユニオンの組合員全員で投票して、委員長をはじめとした執行委員を選ぶことで行われています。また、ユニオンの運営に関する経費は、すべてユニオンに加入した組合員がおさめる組合費によってまかなわれています（組合費の額は、職位や雇用形態などによって応能負担とし、組合員の多様な事情を考慮して決定しています）。

このようなユニオンの活動をさらに発展させていくには、ユニオンに加入する教職員の数が増えることが必要です。ユニオンの組合員が増えることで、団体としての経済的基盤がより安定します。さらに、組合にさまざまな意見を届けてもらい、その意見をもとによりよい労働条件の実現を、大学との協議・交渉を通じてはかっていくことが可能となります。

千葉大学ユニオンでは、随時、ユニオンへの加入を受け付けています。活動の詳細は、ユニオンHPをご覧ください。 **HP** : <http://www.age.cc/~cuu/>

加入申込書

千葉大学ユニオン委員長 華岡光正 様

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入いたします。 2020年 月 日

お名前:

ご所属:

E-Mail:

問い合わせ先 電話・ファックス:043-290-2234 メール:cuu@e-mail.jp